

## 大野市結婚新生活支援事業補助金交付要綱

### （趣旨）

第1条 この要綱は、低所得者の婚姻に伴う新生活に対する支援を行うことにより、地域における少子化対策の強化に資することを目的として、新婚世帯の住居費及び引越費用の一部を補助することについて、大野市補助金等交付規則（昭和57年規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）新婚夫婦 令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- （2）住居費 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に賃貸住宅を賃借する際に要した費用で、物件の賃料、敷金、礼金（保証金などこれに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料をいう。ただし、勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分を差し引いたものとする。
- （3）引越費用 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に引越業者又は運送業者へ支払った実費をいう。
- （4）貸与型奨学金 公的団体又は民間団体から学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。

### （補助対象者）

第3条 結婚新生活支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、新婚夫婦の夫又は妻で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- （1）婚姻日における年齢が夫婦共に39歳以下であること。
- （2）新婚夫婦の所得額（市町村長が発行する直近の所得課税証明書に基づく夫婦の所得額の合計。以下「所得額」という。）が500万円未満（貸与型奨学金の返済を行っている場合にあっては、所得額から当該所得課税証明書の内容と同一の期間における貸与型奨学金の返済額を控除した金額が500万円未満）であること。

- (3) 補助対象となる住宅が大野市内にあり、かつ、夫婦共に当該住宅地に住民登録を有し、居住していること。
- (4) 市税等を滞納していない者であること。
- (5) 国が実施する地域優良賃貸住宅の家賃低廉化に係る支援、市が実施する家賃及び引越費用に対する支援その他の公的制度による補助を受けていないこと。
- (6) 過去に地域少子化対策重点推進交付金結婚新生活支援事業の補助を受けたことがないこと。ただし、前年度に補助金の交付を受けた補助対象者であって、交付を受けた補助金の額が上限額に達しなかったものを除く。
- (7) 内閣府、福井県又は大野市が行う本事業実施に係る調査に協力すること。
- (補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助対象経費及び補助金の額は次のとおりとする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

| 夫婦のいずれか<br>高い方の年齢 | 補助対象経費        | 補助金の額           | 上限額  |
|-------------------|---------------|-----------------|------|
| 29歳以下             | 住居費及び引越費用の合計額 | 補助対象経費の10分の10以内 | 60万円 |
| 39歳以下             |               |                 | 30万円 |

- 2 前年度に本事業による補助金の交付を受けた補助対象者で、その補助金の額が第1項の表に定める上限額に達しなかった場合は、当該上限額から前年度補助金の額を差し引いた額を本年度における上限額とする。

(交付申請等)

第5条 第3条に規定する補助対象者で補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大野市結婚新生活支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号。以下「申請書兼実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 婚姻後の戸籍謄本又は婚姻届受理証明書
- (2) 住民票謄本
- (3) 申請者及び配偶者の所得課税証明書
- (4) 申請者及び配偶者の納税証明書
- (5) 居住物件が賃貸住宅の場合は、その賃貸借契約書の写し

(6) 住居費及び引越費用の領収書の写し

(7) 勤務先から住宅手当等が支給されている場合は、住宅手当等支給証明書（様式第2号）

(8) 貸与型奨学金の返済を行っている場合は、返済額が確認できる書類

(9) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

2 申請書兼実績報告書の提出は令和8年3月31日までにしなければならない。  
（補助金の交付決定等）

第6条 市長は、前条の規定による申請書兼実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、審査内容を大野市結婚新生活支援事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

（補助金の交付請求及び交付）

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、大野市結婚新生活支援事業補助金交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求があったときは、請求のあった日から30日以内に予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

（実績報告の特例）

第8条 規則第10条の規定による実績報告は、第5条第1項に規定する申請書兼実績報告書の提出をもって実績報告があったものとみなす。

（交付決定の取消し）

第9条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

(1) この要綱に規定する交付要件に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、不正の事実があると認めたとき。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第9条に規

定する事項については、同日後もなおその効力を有する。